

第2次下関市総合計画後期基本計画 策定方針

平成30年10月

1. 策定の趣旨

本市は、平成27年3月に第2次下関市総合計画を策定し、まちづくりの基本理念である「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ輝き海峡都市・しものせき」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。

この間、国際情勢は混迷の度合いを深め、国内においても、相次ぐ大規模な自然災害の発生をはじめ、平成27年の国勢調査では初めて日本の人口が減少するなど、地方公共団体を取り巻く環境は刻々と変化し続けています。

本市においても、毎年2,000人を超える人口が減少しており、2060年には人口が15万人を下回ると推計されています。また、高齢者の割合は今後も増加の一途を辿ると考えられており、危機的な状況を迎えている人口減少・少子高齢化への対策は、その重要性が日に日に増している状況にあります。

こうした状況においても、都市の魅力と暮らしやすさに磨きをかけ、人口減少下にあっても活力を失わないまちづくりを進めていくことが重要です。このため、第2次下関市総合計画における基本構想を踏まえ、本市の目指すべき都市像のさらなる実現に向け、平成32年度から平成36年度を計画期間とする第2次下関市総合計画後期基本計画を策定するものです。

2. 総合計画の構成と計画期間

① 基本構想：10年間 平成27年度～平成36年度

本市を取り巻く現状・課題を体系的に整理しながら、市の将来像を掲げ、目標とする将来像を実現するために必要な施策の大綱を定めているものです。

基本構想は、平成27年度を始期とする10年間の施策大綱であるため、この度の策定対象には含みません。

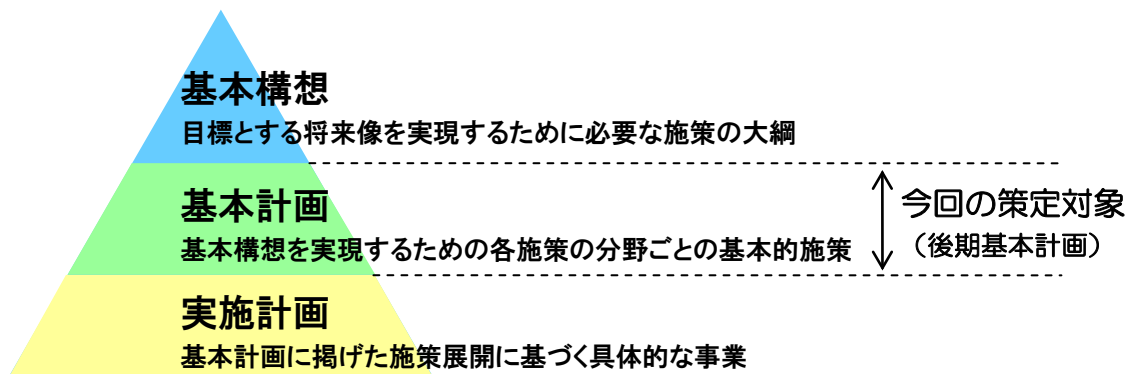
② 基本計画：後期基本計画として、基本構想の後期5年間

基本構想を受けて、各施策の分野ごとに課題を掲げ、5年間において推進すべき具体的施策を示すものです。

③ 実施計画：基本計画の5年間

基本計画に掲げた施策展開に基づき、具体的な事業を掲げます。計画期間は5年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により、事業の進行管理を行うものです。

具体的には、基本計画策定後に定めます。

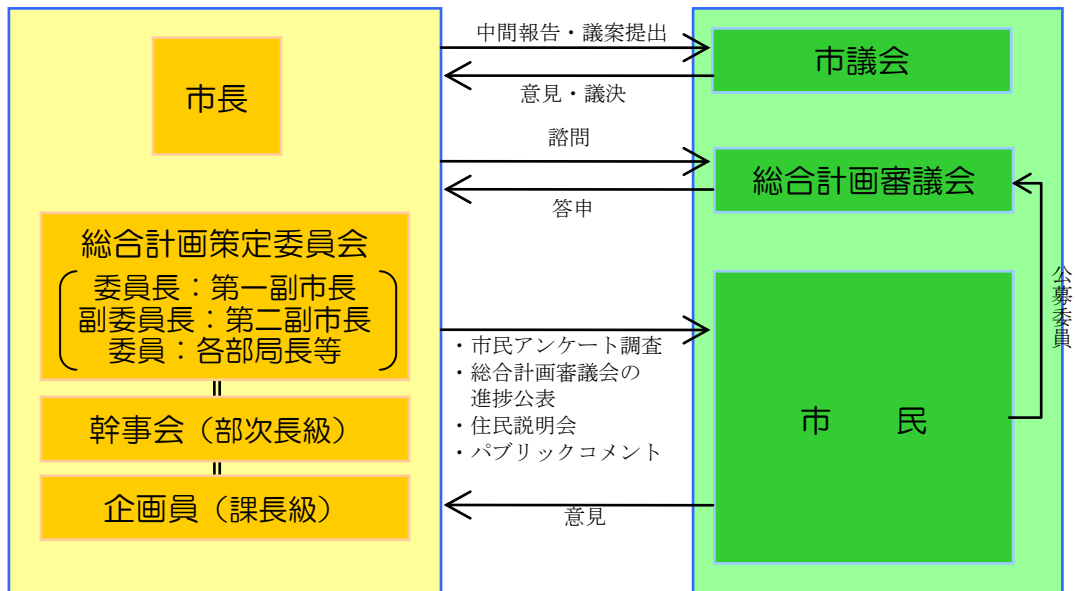


	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
基本構想	[Solid blue arrow spanning from H27 to H36]									
基本計画	前期					後期				
実施計画	[Dotted yellow arrow spanning from H27 to H31]					[Solid yellow arrow spanning from H32 to H36]				

3. 策定スケジュール

別紙のとおり

4. 策定体制



5. 策定作業の進め方

① 市職員による下関市総合計画策定委員会を設置

業務委託による資料等を活用しつつ、原案の作成作業を行います。

また、総合計画審議会における審議にも参画し、必要な意見交換等を行い、原案の作成作業に反映させます。

② 総合計画審議会における検討

下関市総合計画審議会規則に基づき下関市総合計画審議会を開催し、市長の諮問に応じて、総合計画に関して必要な事項を調査及び審議します。

③ 市民参加

市民へのアンケート調査の実施や住民説明会の開催、パブリックコメントを実施し、市民の意見を総合計画に反映します。また、市ホームページ等を通じて下関市総合計画審議会の議事概要等を公表し、随時市民の意見を取り入れます。併せて、下関市総合計画審議会の委員選任にあたっては、市民から公募委員を募ります。

6. 議決事件

下関市議会基本条例第 11 条第 2 項及び地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、「市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想と基本計画とで構成される計画の策定」として、議会の承認を求めます。